
基本構想

基本構想

1 まちづくりの基本理念

第6次総合計画の策定に当たり、「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」をまちづくりの基本理念と定め、今後8年間のまちづくりに取り組んでいきます。

「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」

ひとが輝き！

町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。

地域が輝き!!

町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働きのまちづくりを推進します。

まちが輝く!!!

町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

2 町の将来像

まちづくりの基本理念を踏まえて、町民と行政がともに目指す町の将来像を次のとおり設定します。

ともに創る
自然とにぎわいが
融合したまち・宇美

3 まちづくりの枠組み

(1) 将来人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、本町の人口は減少傾向で推移し、少子高齢化と生産年齢人口の減少が進行することになります。

本構想では、子育て支援・福祉・教育の充実、産業・観光の振興、居住環境・交通網の整備、都市計画の見直しなどの施策を積極的に講じ、定住の促進につなげていくことを目標とします。

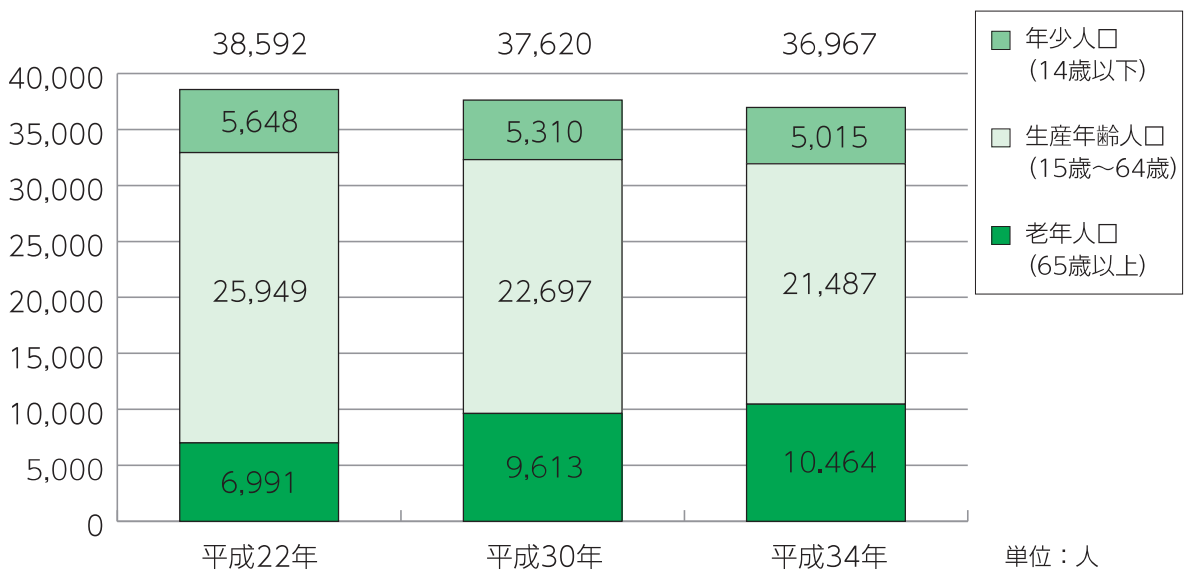
基本構想

【人口・世帯の推計結果】

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成22年	平成30年	平成34年	年平均増減率	
					H22~H30	H30~H34
総人口		38,592	37,620	36,967	△0.31	△0.43
年少人口 (14歳以下)		5,648 (14.6%)	5,310 (14.1%)	5,015 (13.6%)	△0.75	△1.39
生産年齢人口 (15歳~64歳)		25,949 (67.2%)	22,697 (60.3%)	21,487 (58.1%)	△1.57	△1.33
老年人口 (65歳以上)		6,991 (18.1%)	9,613 (25.6%)	10,464 (28.3%)	4.69	2.21
世帯数		12,867	12,791	12,754	△0.07	△0.07
一世帯当たりの人数		3.00	2.94	2.90	△0.24	△0.36

注：総人口は四捨五入の端数処理のため合計があわない場合がある。



(2) 土地利用構想

これからの土地利用は、超高齢社会^{注4}の到来や環境に配慮した生活志向などへの時代潮流の変化に対応していく必要があります。

また、人口減少社会にも対応しつつ、買い物や医療、福祉施設など生活に必要な機能が身近なところに確保された暮らしやすさの向上などを図る質的成長へと転換していく必要があります。

土地利用は、町民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、農産物の生産基盤である農業的土地利用及び自然環境を保全する自然的土地利用の3つに区分されます。

今後は、本町の目指すべき将来像を実現するために、3つの区分の土地利用が健全な調和を保つことを基本として、町民が安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めていくため、計画的な土地利用に努めます。

●都市的土地利用の方向性

持続可能なまちづくりには、まちの基盤整備や維持管理などのコスト削減や環境負荷を抑える効率的な土地利用が求められています。住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた整備を図るとともに、町域における地理的条件、特性などを踏まえて、用途区分を適切に運用することに努めます。

●農業的土地利用の方向性

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災のための空間や緑地としての空間、遊水池的機能、生態系の維持機能^{注5}などの役割を担っています。今後は、農地の持つ多面的な機能にも着目し、都市的土地利用や自然的土地利用との調和に努めます。

●自然的土地利用の方向性

本町の景観や自然の豊かさを特徴付けている山林や親水空間としての河川などの水辺については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。適切な森林施業により、町内の貴重な森林を保全し、水辺などの自然環境を確保するとともに、その活用による健康づくりなどの機能性の向上に努めます。

注4 超高齢社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の状態である社会。

なお、高齢化率7%-14%を「高齢化社会」、高齢化率14%-20%を「高齢社会」という。

注5 生態系の維持機能：水田・畑などには、自然との調和を図りつつ適切かつ持続的に管理されることによって、生物相の適度な攪乱と回復が促され、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成・維持される働きがある。

4 将来像実現のための目標

将来像を実現するために、次のとおり3つの重点目標と8つの基本目標を定め、本町の誇りである豊かな自然と歴史的・文化的資源の中で「ひと」や「地域」や「まち」が輝き、いつまでも住み続けたいと思えるふるさとを守り、未来の世代に引き継いでいくまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

(1) 重点目標

① 都市機能の集約と自然、歴史的・文化的資源の活用によるにぎわいの創出

道路整備や都市施設などの集約を行うとともに、一本松公園（昭和の森）などの豊かな自然、宇美八幡宮や大野城跡などの歴史的・文化的資源を活用し、町民の交流や観光客・来訪者を増やして新たな町のにぎわいの創出を目指します。

② 地域の創意と主体性を生かした共働による地域づくりの推進

自治の根本理念である「自助・互助・共助・公助」のもと、町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら共働して公共サービスに取り組み、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指します。

③ 安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備

「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て世代の定住促進のため、子どもを産み育てる環境の充実と、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「子どもを産み育てやすいまち」「子どもが健やかに育つまち」を目指します。

(2) 基本目標（政策の大綱）

① 共働による活力あるまち

町民の地域コミュニティ活動への理解と情報の共有化を図りながら、行政だけではなく多様なまちづくりの担い手との共働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた取組として、小学校区単位の地域コミュニティ活動を支援し、日ごろから心が通い合う地域の仕組みづくりを推進します。

② 安全に暮らせるまち

安全な生活を自然災害から守るため、消防団活動の活性化、防災対策を推進します。町民が安心して生活が営めるよう交通安全、防犯に関する啓発、見守り、組織の育成、消費者被害の防止など地域での相互扶助に取り組みます。

③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

超高齢社会にあって、高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができるよう努めます。

障がいのある人の社会参加を促進するため良質な福祉サービスの提供に努め、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

自らの健康は自らで守ることを基本とし、全ての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育てしやすい環境づくりを推進します。

学校においては、基礎的基本的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、たくましく生きるための健康や体力などの3つを包括する「生き抜く力」の育成を推進します。

全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定など、国内でもスポーツに対する関心が高まることが予想されます。今後も、健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたり、それぞれのライフステージ^{注6}に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

子ども読書活動の推進を図るとともに、町民が読書に親しむ環境づくりに努めます。

⑤ 産業の振興で活気を生むまち

中小企業の基盤強化などを支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、コミュニティビジネス^{注7}など新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

農業の担い手の育成や経営の効率化の推進を図るとともに、農地や森林の持つ多面的な機能にも着目し、その保全に努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした観光の振興に努めます。

⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

幹線道路の整備を推進し、近隣都市施設や商業施設などへの移動時間の短縮を図るために、道路ネットワークを構築するとともに、歩行者と走行車両の安全性や快適性の向上を図る生活道路の交通安全施設などの設置に努めます。

また、公共交通については、地域特性や利用者ニーズを生かした誰にも使いやすいきめ細やかな公共交通網の構築を促進します。

町に点在する都市機能の集約など、これらを活用した町の魅力の向上、にぎわいの醸成に努めます。

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、公共下水道事業などを推進します。

注6 ライフステージ：人間の一生において 節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など)によって区分される生活環境の段階のこと。

注7 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、町民一人一人から企業、行政に至るまで環境美化、ごみの4 R^{注8}、汚染及び公害に対する意識向上を目指した更なる啓発に取り組みます。

魅力的で安全に利用できる公園を整備・維持するため、遊具などの保全管理を行うとともに、景観の良い緑地としての樹木の保全に努めます。

町の歴史的・文化的資源については保存・活用し、町の魅力向上に努めます。

⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指して、人権教育・啓発、男女共同参画の取組を推進します。

行財政改革をさらに進め、事務事業を効果的かつ効率的に実施するため、行政経営^{注9}を推進します。

社会経済の動向の変化に即応できるよう職員の意識改革、能力向上など人材の育成を図ります。

社会資本の維持管理・更新については、現状を整理し、評価した上で適切な対応に努めます。

注8 ごみの4 R：リフューズ (Refuse:ごみの発生回避)、リデュース (Reduce:ごみの排出抑制)、リユース (Reuse:製品、部品の再利用)、リサイクル (Recycle:再資源化) の頭文字をとった運動。

注9 行政経営：限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ・時間・情報）を有効活用し、経営的な視点で成果を重視した行政活動を行うための仕組み。

基本構想 8年間(平成27年度～平成34年度)の体系図

まちづくりの
基本理念

町の
将来像

重点目標

基本構想

ひとが輝き！
地域が輝き!!
まちが輝く!!!
元気なまちづくり

ともに創る
自然とにぎわいが
融合したまち・宇美

都市機能の集約と自然、
歴史的・文化的資源の
活用によるにぎわいの創出

地域の創意と主体性を生
かした共働による地域づ
くりの推進

安心して産み育てること
ができる子育て・子育て
環境の整備

基本目標

基本目標①	共働による活力あるまち	施策 1-1 施策 1-2	共働の推進 地域コミュニティの育成
基本目標②	安全に暮らせるまち	施策 2-1 施策 2-2 施策 2-3	防災対策の充実 交通安全・防犯の充実 消費者対策の充実
基本目標③	人にやさしく、 健やかに暮らせるまち	施策 3-1 施策 3-2 施策 3-3 施策 3-4	地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がいのある人の福祉の充実 町民の健康づくりの推進
基本目標④	次代の担い手を育み、 自己実現を進めるまち	施策 4-1 施策 4-2 施策 4-3 施策 4-4 施策 4-5 施策 4-6 施策 4-7	子育て支援の充実 学校教育の充実 生涯学習の推進 青少年の健全育成 スポーツ活動の推進 芸術・文化活動の推進 読書活動の推進
基本目標⑤	産業の振興で 活気を生むまち	施策 5-1 施策 5-2 施策 5-3	商工業・サービス業の振興 農林業の振興 観光の振興
基本目標⑥	住みやすい環境づくりを 進めるまち	施策 6-1 施策 6-2 施策 6-3	道路・交通網の充実 都市機能の集約 上・下水道の整備
基本目標⑦	自然と共生する 魅力あふれるまち	施策 7-1 施策 7-2 施策 7-3	循環型社会形成の推進 自然環境と公園・緑地・水辺の保全 文化財の保存と活用
基本目標⑧	個人を尊重し 行政経営を進めるまち	施策 8-1 施策 8-2	人権尊重・男女共同参画の推進 行政経営の推進

